

一般社団法人渥美半島観光ビューロー会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人渥美半島観光ビューローの定款(以下「定款」という。)第6条の2の規定に基づき、一般社団法人渥美半島観光ビューロー(以下「ビューロー」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 観光事業に関係のある者並びに本会の目的及び趣旨に賛同する個人、法人又は団体は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

2 正会員は以下の一般と団体の2つの区分に分けるものとする。

- (1) 一般の区分/個人事業主及び企業、神社・寺院、その他観光イベント実施団体
- (2) 団体の区分/同業種組合及び商工・観光関係団体

(特別会員)

第3条 ビューローに功労のあった個人若しくは団体又は観光及び物産に関係ある行政関係者又は学識経験者で会長が推薦し理事会の承認を得た者は、特別会員となることができる。

(賛助会員)

第4条 ビューロー事業に賛同し協賛をする個人、法人又は団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第5条 会員となろうとする者は、所定の入会申込書(様式第1号、第2号)を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、会員種別・区分に応じて年会費を納入しなければならない。

2 10月1日以降の年度の中途において、入会した者の会費は下記の金額の半分の額とする。

- (1) 正会員(一般) 年額1万円以上(1口1万円、1口以上)
- (2) 正会員(団体) 年額1万円以上(1口1万円、1口以上)
- (3) 賛助会員 年額5千円以上(1口5千円、1口以上)
- (4) 特別会員 無料

3 正会員の会費基準

正会員の会費の額は、次の業態の別に応じた口数以上の会費とする。

業態	口数	金額
(1) 宿泊業(観光を主とするもの)	2口以上	20,000円以上
(2) 宿泊業(観光を主としないもの)	1口以上	10,000円以上
(3) 旅客輸送業	2口以上	20,000円以上
(4) 観光土産品販売業(土産品販売を主とするもの)	2口以上	20,000円以上
(5) 料理飲食業	1口以上	10,000円以上
(6) 観光農園	1口以上	10,000円以上
(7) 旅行業者	1口以上	10,000円以上
(8) 小売業	1口以上	10,000円以上
(9) 農業	1口以上	10,000円以上
(10) 漁業	1口以上	10,000円以上
(11) その他	1口以上	10,000円以上

(会費の納期)

第7条 第6条の会費は、年度開始後速やかに会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、年額5万円以上の会費を納入する会員にあっては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(退 会)

第8条 会員は退会届(様式第3号)を提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(再入会)

第9条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を払わない限り再入会はできない。

2 定款第9条の規定により除名された者は、会員資格喪失後3年間は再入会を認めない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。